

凡例

- 対象事業実施区域
- 県境
- 市町村境
- 内共第6号
- 内共第7号
- 内共第14号
- ▨ 水道水源保全地区

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「長野県報 第1495号」（平成15年、長野県）

図-5(1) 内水面漁業権及び水道水源保全地区の指定状況図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである（承認番号 平23情複、第266号）。」



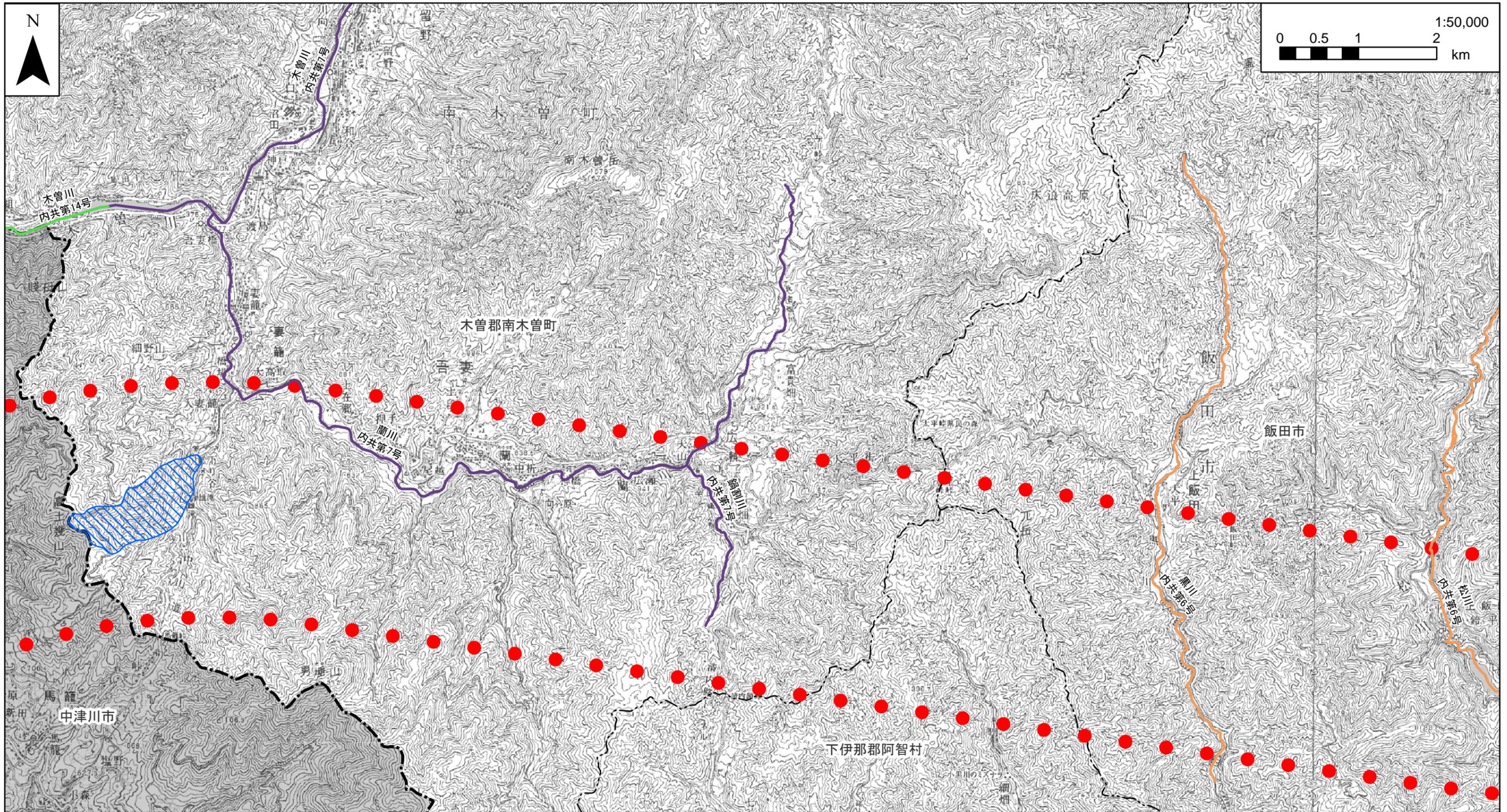
- 凡例**
- 対象事業実施区域
 - 県境
 - 市町村境
 - 内共第6号
 - ▨ 水道水源保全地区
 - 内共第7号
 - 内共第14号

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「長野県報 第1495号」（平成15年、長野県）

図-5(2) 内水面漁業権及び水道水源保全地区の指定状況図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである（承認番号 平23情複、第266号）。」



- 凡例**
- 対象事業実施区域
 - 県境
 - 市町村境
 - 内共第6号
 - ▨ 水道水源保全地区
 - 内共第7号
 - 内共第14号

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「長野県報 第1495号」（平成15年、長野県）

図-5(3) 内水面漁業権及び水道水源保全地区の指定状況図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである（承認番号 平23情複、第266号）。」